

令和6年度太田市事業者用太陽光発電システム 導入報奨金申請の手引き

1. 報奨金について

太田市では、2050年カーボンニュートラル実現を目指し、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの削減に向けて、再生可能エネルギーである太陽光発電を推進するため、市内事業所に太陽光発電システムを導入した中小企業者等を対象に、報奨金を支給します。

2. 対象者

群馬県の「令和6年度太陽光発電設備等導入支援事業費補助金」（以下、県補助金という。）の交付決定を受け、市内の事業所に太陽光発電システムを導入した事業者。

※市税等の滞納がある者は対象外とします。

3. 対象設備

令和6年度県補助金の交付決定を受け導入された太陽光発電システム


4. 報奨金の額

発電出力1キロワットあたり2万円（上限200万円）

※発電出力は、県補助金で認定された値

5. 手続きの流れ

申請から報奨金支給までの流れは、次のとおりです。

※以下、群馬県の「太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付要綱」に定められている様式は、太田市の報奨金事業の様式と区別するために  で表記します。

手続1

〈群馬県の補助金交付決定通知書（別記様式第4号）受領後〉

申請者が市（脱炭素推進室）に申請書類等を提出

締切：令和7年1月31日（金）

手続2

〈群馬県の補助金額確定通知書（別記様式第10号）受領後〉

申請者が市に残りの添付書類を提出

締切：令和7年3月21日（金）



市が申請内容を審査し、申請者に報奨金支給決定通知を送付

6. 申請方法

以下の2つの手続きをお願いします。申請場所は市役所5階脱炭素推進室（郵送不可）です。

手続1

□期間：令和6年11月11日（月）から令和7年1月31日（月）まで
（受付時間）開庁日の午前8時30分～午後5時00分

□持ち物：社員証（名刺は不可。社員証がない場合は事前にご相談ください。）

□提出書類：

- ① 太田市事業者用太陽光発電システム導入報奨金支給申請書【様式第1号】
- ② 太田市税等完納照合票【様式第2号】
必要事項をご記入のうえ事前に市役所2階の収納課で照合を受けてください。
- ③ 県の太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付決定通知書（別記様式第4号）
※通知の原本を持参してください。市で写しをとり、返却します。
- ④ 県に提出した太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付申請書（別記様式第1号、別記様式第1号別紙）の写し
※県にオンライン申請をした場合、代わりに事業計画確認書を提出してください。
- ⑤ 債権債務者申請・口座振込依頼書
- ⑥ 同意書【様式第3号】
- ⑦ 誓約書【様式第4号】
- ⑧ 委任状 ※申請者と所属の異なる方が手続きをする場合に必要です。

手続2

□期間：県の太陽光発電設備等導入支援事業費補助金額確定通知書（別記様式第10号）
の受領後から令和7年3月21日（金）まで
（受付時間）開庁日の午前8時30分～午後5時00分

□持ち物：社員証（名刺は不可。社員証がない場合は事前にご相談ください。）

□提出書類：

- ⑨ 県の太陽光発電設備等導入支援事業費補助金額確定通知書（別記様式第10号）
※通知の原本を持参してください。市で写しをとり、返却します。
- ⑩ 県に提出した太陽光発電設備等導入支援事業費補助金実績報告書兼請求書（別記様式第8号、別記様式第8号別紙）の写し
※県にオンライン申請をした場合、代わりに実績報告内容確認書を提出してください。

7. 支給方法

支給決定後に市から送付する「太田市事業者用太陽光発電システム導入報奨金支給決定通知書」に記載された日に、指定の金融機関口座に振り込みます。

8. 留意事項

報奨金の支給を受けた方に対し、市の施策等について情報提供や、市の調査・啓発事業等についての協力依頼をすることがありますので、ご承知の上、可能な範囲でのご協力をお願いします。

9. 問合せ先

太田市 産業環境部 脱炭素推進室

（電話）0276-47-1953 （FAX）0276-47-1881

（E-mail）025660@mx.city.ota.gunma.jp